

情報通信・専門サービス合同部会
「働き方改革に向けた中小企業支援セミナー」

情報通信部会と専門サービス部会による合同部会を、2月14日
イヤタカにおいて86名の出席を得て開催いたしました。

今回は、今年の4月から順次施行される働き方改革関連法への対応
についてご講話いただきました。



セミナーの様子（86名が受講）

◇第一部 働き方改革に向けた中小企業支援講座

秋田労働基準監督署 署長 町田良則 氏

1. 「働き方改革」は、なぜ必要か？

- ①労働者不足の解決 人手不足解消のためには魅力ある職場づくりが必要！
- ②長時間労働の防止 長時間労働の改善が女性の活躍促進、労働者不足の解決へ！
- ③職場環境の改善 若者が希望する職場環境は…給料よりも人間関係が良いこと！
- ④法令遵守 労働時間の状況を客観的な方法等で把握することが義務化！

2. 同一労働同一賃金について

- ・同一労働同一賃金が重要な理由
正社員と非正規社員の待遇差について「不合理」であってはならない（労働契約法第20条）
⇒ **不合理があれば損害賠償請求が認められる**
- ・パート・有期雇用労働法（均等・均衡）待遇
職務内容が異なる場合、賃金や教育訓練は「努力義務」でも良いが、福利厚生は正規との差別扱いが禁止される。

3. 「働き方改革」は、どう進めるの？

- ①平準化を進める
仕事にミスがない社員や迅速・的確な業務を行う社員に業務集中が起きている!?
⇒ 社員教育の実施などで、他社員の能力が高くなれば残業が多い社員の業務が減る
- ②作業の効率化・生産性向上を図る
生産性向上は、機械を導入することだけではない!
⇒ 例) 飲食店…メニューや顧客ニーズの把握・分析・対策により、売上UP
介護…服薬のチェック体制の改善により、ミスの軽減・時間短縮
- ③職場討議で改善をはかる
会社のために何がベストかをお互いに考えることが重要!
⇒ すべてが会社を良くするためであり、上下関係なく意見が言える職場環境づくりが重要

◇第二部 実際どうする!?働き方改革の実践

リコージャパン(株) コンサルタント 鈴木慎一 氏

1. 国内の現状

- ・少子高齢化による人手不足で優秀な人材を企業が取り合う状況になっている。
- ・女性の復職支援は当たり前となっているが、テレワーク（在宅勤務）やフレックスタイム（時短勤務）など、特に介護離職防止に向けた対応が求められている。

2. 働き方改革の本質

- ・「働き方改革＝残業時間削減運動」ではない!
残業時間を減らし、減った分で“ゆとり時間”をつくり、その“ゆとり時間”をどう使うかを考えることが重要
- ・**管理者の仕事のムダを一掃する視点と意識改革**
例) 工場で発生するムダ ⇒ 段取り、工具を取りに行く・探す、歩く動作など
職場で発生するムダ ⇒ 会議時間など

3. まとめ

- ・E S（従業員満足度）・C S（顧客満足度）を向上し、業績の向上を目指すのが働き方改革であり、企業イメージの向上が優秀な人材の獲得にもつながる。

以上が、専門サービス部会からの報告です。